

第1部 計画の概要

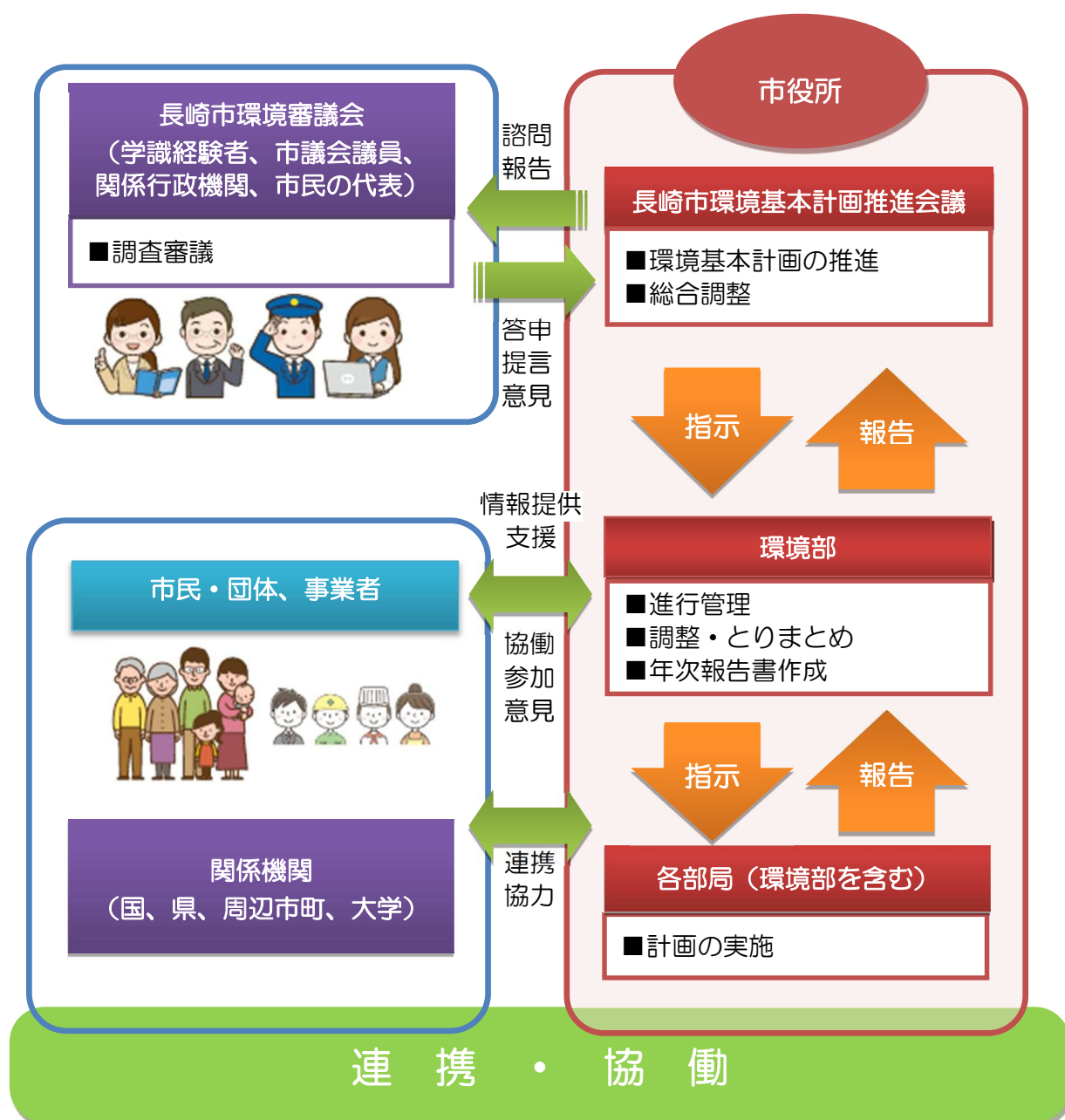
第2章 計画をすすめるために

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

計画を実効性のあるものにし、めざす環境像を実現するためには、市民・団体、事業者、市役所が、果たすべき役割を理解し、一体となって取り組んでいくことが必要です。



長崎市環境基本計画推進会議

市長、副市長及び部局長で組織し、環境基本計画の推進や環境保全に関する重要事項について総合的な調整を行います。

推進会議の下には、環境基本計画の策定や推進等に関する調査・調整を行うため、関係所属長で構成する長崎市環境基本計画推進幹事会を設置しています。

長崎市環境審議会

長崎市環境審議会は、「長崎市環境基本条例」の規定に基づき、環境基本計画に関する事項や環境の保全及び創造に関する事項について調査審議する市長の諮問機関で、学識経験者、市議会議員及び関係行政機関の職員、市民の代表（公募）で構成しています。

市は、環境審議会に対し環境基本計画の策定や変更、推進に関する報告を行うとともに、環境審議会から意見や提言を受け、その反映に努めます。

市民・団体・事業者との連携・協働体制

環境基本計画を効果的にすすめるため、各主体が連携・協働した取組みをすすめます。取組みの推進役として、「サステナブラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）」を設置し、情報発信や環境イベントの実施、事業者の環境経営等に関する相談への対応などを実施します。

広域的な連携・協力体制

環境基本計画を推進するうえでは、広域的な環境問題への対応も必要になってきます。

そこで、河川等の水質汚濁の問題やごみ問題などの近隣自治体と共通する課題や、地球環境問題をはじめとする広域的な取組みを必要とする問題に対しては、国や県、近隣自治体などの関係機関と連携・協力します。

第2節 計画の進行管理

社会の動きや長崎市の現況、計画の目標の達成状況を適切に把握・評価し、計画の実行性を高める仕組みづくりを行います。

